

インフルエンザ感染対策マニュアル

奈良県助産師会 安全対策委員

2020.8.1

2022.10.7 改訂

1、臨床

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる気道感染症である。

インフルエンザの発症は、毎年11月下旬から12月上旬に始まり、翌年の1～3月頃にかけて患者数が増加し、3～4月に向かって減少していくパターンを示すが、夏季に患者が発症することもある。

感染経路：飛沫感染・接触感染

潜伏期間：1～3日

症状：インフルエンザを疑う下記の症状

- 1、突然の発症
- 2、38°Cを超える発熱
- 3、上気道炎症状
- 4、全身倦怠感の全身症状

発熱（38°C以上の高熱）・頭痛・全身の倦怠感・筋肉痛・関節痛などが突然現れ、咳・鼻水などの上気道炎症状がこれに続き、約1週間で軽快するのが典型的なインフルエンザで、風邪に比べて全身症状が強いのが特徴である。

小児ではインフルエンザに伴い、インフルエンザ脳症など中枢神経症状を呈することがまれにある。

2、感染対策

訪問指導員のワクチン接種

→アレルギー等で接種が適当でないと判断されたもの以外は、インフルエンザワクチン接種を受ける努力をする。

3、訪問指導における対応

1)、訪問指導員にインフルエンザ罹患を疑う場合

→出勤前に有熱の場合は、保健センターに電話連絡し訪問中止とし、受診を行う。

インフルエンザと診断された場合は、出勤を控える。発症後5日間は自宅待機とする。

2)、訪問指導員の家族がインフルエンザに罹患した場合

→保健センターに連絡し、発症後5日間は自宅待機。

3)、訪問対象者・家族にインフルエンザ罹患を疑う場合

→保健センター、部会長連絡し、訪問を中止、延期にする。

4、基本的安全対策の徹底

1) 手洗い（衛生的手洗い）・うがい・咳エチケット

2) 防護具の着用（マスク・エプロン・手袋など）

3) 消毒の徹底（手指・物品など）

4) 訪問指導員及び家族の予防接種の実施